

令和8年2月16日

お客さま 各位

大阪シティ信用金庫

## 「大阪シティ信用金庫アプリ」リニューアルに伴う、特約制定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、まことにありがとうございます。

「大阪シティ信用金庫アプリ」は令和8年2月25日（水）にリニューアルを予定しております。これに伴い、下記のとおり関連する特約について制定いたしますのでお知らせします。

ご不明な点がございましたら、当金庫の営業店窓口にお問い合わせください。

### 記

#### 1. 制定する特約

- (1) 公的個人認証サービスに係る利用特約
- (2) 大阪シティ信用金庫アプリによる口座開設に係る特約
- (3) 通帳・キャッシュカードの紛失・盗難の届出、再発行、発見届に係る特約

#### 2. 制定日

令和8年2月25日（水）

#### 3. 主な制定内容

##### (1) 「公的個人認証サービスに係る利用特約」

アプリリニューアル時に各種申込等を受け付ける際にマイナンバーカードを用いた本人確認機能を追加することに伴い、制定いたしました。

マイナンバーカードでの本人確認の方法、免責事項等を明記いたしました。

##### (2) 「大阪シティ信用金庫アプリによる口座開設に係る特約」

アプリリニューアル時の口座開設機能の追加に伴い、制定いたしました。

各関連規定、規約、特約の記載、注意事項等を中心に明記いたしました。

##### (3) 「通帳・キャッシュカードの紛失・盗難の届出、再発行、発見届に係る特約」

アプリリニューアル時に通帳・キャッシュカード紛失・盗難の届出、再発行発見届の機能を追加することに伴い、制定いたしました。

以上

## 公的個人認証サービスに係る利用特約

本特約は、大阪シティ信用金庫（以下「当金庫」といいます）が提供する大阪シティ信用金庫アプリ（以下「本アプリ」といいます）において、マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービス（以下「本サービス」といいます）を利用するにあたっての取り扱いを定めるものです。

### 1. 本サービスについて

マイナンバーカードの I C チップに搭載された電子証明書を利用（マイナンバーは利用しません）し、本人確認書類の偽造や他人によるなりすまし、データの改ざんといった不正を防止することで安全かつ確実な本人確認を実現するサービスです。

### 2. 本サービスの利用

- (1) 利用者は、本アプリにおいて本人確認を行う際に、マイナンバーカードを用いた公的個人認証を利用します。
- (2) 公的個人認証の利用にあたっては、利用者自身のマイナンバーカードと署名用電子証明書を利用するための暗証番号（6桁～16桁の英数字）が必要となります。

### 3. マイナンバーカードによる本人確認（公的個人認証）

- (1) マイナンバーカードに格納されている署名用電子証明書を利用して、本人確認を行います。具体的には、署名用電子証明書を利用するための暗証番号（6桁～16桁の英数字）を入力し、マイナンバーカードの I C チップを端末で読み取りしていただきます。
- (2) 署名用電子証明書を利用するための暗証番号（6桁～16桁の英数字）は他人に教えないでください。

(3) 当金庫は、署名用電子証明書の有効性確認のために、地方公共団体情報システム（以下「J-LIS」といいます）が提供する認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第44条に規定する認証業務情報の安全確保をいいます）を利用します。

#### 4. 免責事項

(1) 当金庫は、利用者のマイナンバーカードの管理不備、通信環境の不具合、その他当金庫の責に帰さない事由により生じた損害について、一切の責任を負いません。

(2) 当金庫は、システム障害、不具合、中断等により、本サービスが利用できなかったことによって生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 5. 規約の変更

当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本規約の各条項、その他の条件を当金庫のウェブサイトの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。

#### 6. サービスの終了

当金庫は、利用者の事前の承諾を得ることなく本サービスを終了できるものとし、この終了によって生じた損害について、一切の責任を負いません。

以 上

(令和8年2月25日現在)

# 大阪シティ信用金庫アプリによる口座開設に係る特約

## 1. 基本

- (1) この特約は、「大阪シティ信用金庫アプリ」（以下、「アプリ」という）から開設した大阪シティ信用金庫（以下、「当金庫」という）の普通預金口座および総合口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「普通預金規定」および「総合口座取引規定」の一部を構成するとともに同預金規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては同預金規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは普通預金規定および総合口座取引規定に従います。

## 2. 利用対象

本口座を利用できるのは、以下の条件をすべて満たす個人の方とします。なお、屋号のある名義の方および事業を営むための目的では本口座を利用できません。

- (1) 満 18 歳以上 75 歳以下で、マイナンバーカードをお持ちの方
- (2) アプリを利用して開設した預金口座をお持ちでない方
- (3) 当金庫店舗の近隣に居住、通勤または通学されている方
- (4) 国内に住所を有する、または現在まで引き続き 1 年以上居所を有する方
- (5) 下記の各種規約等に同意いただける方
  - ①個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）
  - ②個人情報の利用目的について
  - ③反社会的勢力でないことの表明・確約
  - ④改正犯罪収益移転防止法に関する同意
  - ⑤外国口座税務コンプライアンス法に係る自己宣誓（FATCA）
  - ⑥日本版 CRS 届出の対応について
  - ⑦大阪シティ信用金庫アプリ利用規約
  - ⑧「大阪シティ信用金庫 通帳アプリ」に関する特約
  - ⑨大阪シティ信用金庫アプリによる口座開設に係る特約
  - ⑩普通預金規定および総合口座取引規定
  - ⑪公的個人認証サービスに係る利用特約

### 3. 預金契約の成立

アプリからの申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、簡易書留郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

### 4. 通帳の発行

本口座は、通帳不発行口座とします。

### 5. 印鑑の届出

アプリからの申込みにより開設された口座の印鑑は、口座開設後に別途当金庫所定の方法により届け出てください。印鑑のお届けが完了するまでは、お届け印の捺印が必要な店頭でのお取引など、印鑑を用いたお取引はできません。

ただし、既に口座開設店に共通印鑑届を届出されている場合は、お届けのご印鑑にて取扱います。

### 6. 取引の制限、解約等

預金者が口座開設申込時に入力・申告した情報（利用目的を含む）に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当金庫はこの預金取引の一部を制限し、もしくは全ての取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

### 7. 預金の預入

店頭で本口座に現金、手形、小切手等の預入をするときは、本口座のキャッシュカードの提示が必要です。また、当金庫所定の書類の提出を求めることがあります。

### 8. マル優の取扱い

本口座は、障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）の取扱いはできません。

### 9. 預金の払戻し

(1) 店頭において本口座の払戻しをするときは、本口座のキャッシュカードの提示が必要です。また、当金庫所定の書類の提出を求めることがあります。

- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、本口座の払戻しを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類（顔写真付）の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

## 10. 喪失、届出事項の変更等

本口座のキャッシュカードの喪失届、喪失にともなう再発行、発見届はアプリおよび当金庫本支店にてお手続きが可能です。喪失届、喪失にともなう再発行、発見届以外の届出事項の変更等は当金庫本支店でのみ届出が可能です。

### 11. 口座の解約

- (1) 本口座の解約は、取扱店舗に、届出の印章およびキャッシュカードを持参のうえ申し出るものとします。
- (2) 前項の定めにより本口座を解約するときは、当金庫所定の書類の提出のほか、本口座のキャッシュカードの提示が必要です。
- (3) 前項の解約の手続きに加え、本口座の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類（顔写真付）の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

### 12. 特約の変更等

この特約の各条項は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で公表することにより、変更するものとします。

この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(令和8年2月25日時点)

## 「通帳・キャッシュカードの紛失・盗難の届出、再発行、発見届」 に係る特約

### 1. アプリによる紛失・盗難届出

「大阪シティ信用金庫アプリ」（以下、「アプリ」という）に利用登録された代表口座・関連口座のうち、普通預金または貯蓄預金の通帳・キャッシュカードの紛失または盗難された場合に、その旨の届出を行うことができます（以下、「アプリによる紛失・盗難届出」という）。アプリによる紛失・盗難届出の受付完了前（受付が正式に完了しない場合を含みます）に生じた損害については、普通預金規定、キャッシュカード規定等の各種規定に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

### 2. 紛失・盗難に係る再発行

- (1) アプリでは、通帳またはキャッシュカードを紛失または盗難されたお客さまで、アプリによる紛失・盗難の届出を済ませた方について、当該通帳またはキャッシュカードの再発行を行うことができます。お客さまがアプリにより、紛失または盗難された通帳またはキャッシュカードの再発行を申し込まれた場合、再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。
- (2) 次の場合、お客さまは「2. 紛失・盗難に係る再発行（1）」のサービスを利用いただくことができません。
  - ①紛失または盗難された通帳またはキャッシュカードに係る預金口座の店番、口座番号がわからない場合
  - ②氏名変更または住所変更のお手続きがお済みでない場合
  - ③紛失または盗難された通帳またはキャッシュカードに係る預金口座が当金庫所定のサービス対象外口座である場合
  - ④その他当金庫所定の事由が認められる場合
- (3) アプリによる紛失・盗難届出を受けた通帳・キャッシュカードの再発行申し込みを受け付けた場合、当金庫所定の手数料をいただきます。この場合、当金庫は、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、キャッシュカードに関する規定にかかわらず、普通預金・総合口座通帳および払戻請求書の提出なしにお届けの預金口座から自動振替の方法により手数料を引き落とすことができるものとします。

- (4) アプリによる紛失・盗難届出を受けた通帳・キャッシュカードの再発行申し込みを受け付けた場合、当金庫での手続きが完了した後は、当該通帳またはキャッシュカードの利用を再開することはできないため、発見した通帳またはキャッシュカードはご自身で処分をお願いいたします。また、手数料の返却はいたしません。

### 3. 紛失・盗難に係る発見届

- (1) お客さまが、アプリによる紛失・盗難届出を済ませた通帳またはキャッシュカードであって、再発行の手続きがなされていないものを発見した場合、アプリにより、当該通帳・キャッシュカードを発見した旨の届出を行うことができます。当金庫は、係る届出を受け付けた場合には、当金庫所定の確認を実施し、相当と認めるときに限り、当該通帳またはキャッシュカードの利用を再開する措置を講じます。
- (2) 次の場合、お客さまは第1項のサービスを利用いただくことができません。
- ①紛失・盗難届出を済ませた通帳またはキャッシュカードにつき、再発行の手続きが完了している場合
  - ②氏名変更または住所変更のお手続きがお済みでない場合
  - ③その他当金庫所定の事由が認められる場合

### 4. 特約の変更等

この特約の各条項は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で公表することにより、変更するものとします。この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から提供するものとします。

以 上

(令和8年2月25日時点)